

古代蓮の里園内飲食物・物品等販売促進事業

キッチンカー（移動販売車）等出店要領

1 目的

古代蓮の里園内を活用した魅力づくりの一環として、キッチンカー（移動販売車）及び屋台等を利用した飲食販売を行い、利用者の利便の向上と誘客効果を図る。

2 概要

（１） 出店申込資格

古代蓮の里売店に登録している者、又は、以下の全てに該当する者は、キッチンカー等出店申込書にて申し込むことができる。なお、申請は出店希望日の１０日前までに行うこと。

- ① キッチンカーを保有又はリースにより出店する者、屋台により出店する者
- ② 当地域にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可書のある者
- ③ 食品衛生管理者、又はそれに代わる資格を有する者
- ④ 食品賠償保険等に参加している者
- ⑤ 保健所が定める適切な衛生管理と調理を行い、販売品を衛生的に扱える者
- ⑥ 当財団のイベント運営等に積極的に協力し、本要領を順守できる者

（２） 出店申込禁止

以下の何かに該当する者は、申し込むことができない。

- ① 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、及び未成年者）
- ② 破産者であって復権していない者
- ③ 銀行取引停止処分を受けている者
- ④ 懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- ⑤ 申込業種について、過去１年以内に行政処分を受けた者
- ⑥ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- ⑦ 住民税等の税金を滞納している者
- ⑧ 暴力団関係者及びその繋がりとされる者

（３） 出店資格審査

申込を受理した後、審査し、適格者のみが、当財団との契約対象になる。

（４） 出店場所及び区画

古代蓮の里園内に当財団が指定した場所

（５） 販売可能な商品

営業許可証の範囲内の飲食物とする。

(6) 販売禁止商品

酒類、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び当財団が不適当と判断したもの。

(7) 出店スケジュールの調整及び周知

当財団が指定するイベント日又は出店する該当月の開始前に、出店希望日調査を行い、当財団が調整した後、該当月のスケジュールを周知する。

(8) 出店時間

- ① 原則として、通常期は午前10時から午後4時までとする。
- ② 開花期（6月下旬～8月中旬）は午前7時から午後4時までとする。なお、搬入等で園内を車で移動する場合は、午前7時までに完了すること。
- ③ 状況により時間の短縮及び延長は申し出により可能とする場合がある。

(9) 手数料等

- ① 原則として、販売金額合計（税込）（販売実績金額）×（10%の歩合率）※1円未満切捨て
- ② 出店者は営業終了後（午後4時まで）に、**売上報告書**を当財団に持参し、手数料を清算する。
- ③ その他、財団が主催するイベント時に出店料のみを徴収すること、又は販売合計金額に係る手数料の歩合率について変更する場合がある。この場合、金額はイベントごとに当財団が決定する。
- ④ 当財団で用意したテント等で営業する場合は、当該備品使用料として1回1,000円を徴収する。

3 その他、留意事項

- ① キッチンカー及び必要な用具等の搬入・搬出は、出店者各自で行うこと
- ② 電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意すること
- ③ 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること
- ④ 出店日には、自身でゴミ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰ること
- ⑤ 販売終了後は、設置前と同じ状況に戻すこと（原状復帰を原則とする）
- ⑥ 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること
- ⑦ 食中毒予防等、保健所及び行政機関の指導を受ける場合がある
- ⑧ 営業中その他、キッチンカーの破損等について、当財団は一切責任を負わない
- ⑨ 出店者は、当財団の出店依頼に対し、誠意をもって努めること
- ⑩ 当財団の運営方針に反する行為、虚偽の申請をした場合、又は連絡なく出店を取りやめた場合、出店を停止することがある
- ⑪ 本要領に定めのない事項については、当財団と出店者の協議により決定する。